

エコプラザ(仮称)検討市民会議まとめ(案)

修正版(本編のみ)

平成 30 年 8 月

目 次

本編

- 0. はじめに
- 1. ごみ処理施設にあるエコプラザ（仮称）
- 3. エコプラザ（仮称）の理念
- 4. エコプラザ（仮称）の機能と各階の配置構成
- 4. エコプラザ（仮称）の機能と空間利用
- 5. エコプラザ（仮称）運営のポイント
- 6. 今後の進め方

市民会議検討スケジュール

市民会議設置要綱

市民会議委員名簿

議論のあゆみ編

- 1 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議における検討の位置づけ
- 2 エコプラザ（仮称）の基本理念
- 3 エコプラザ（仮称）のもつ機能
- 4 エコプラザ（仮称）の管理運営

資料編 1 ～参考資料

- ア SDGs
- イ ニュースレター

資料編 2 ～検討経過

- ア 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議開催経過
- イ 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議委員名簿
- ウ 武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議資料

はじめに

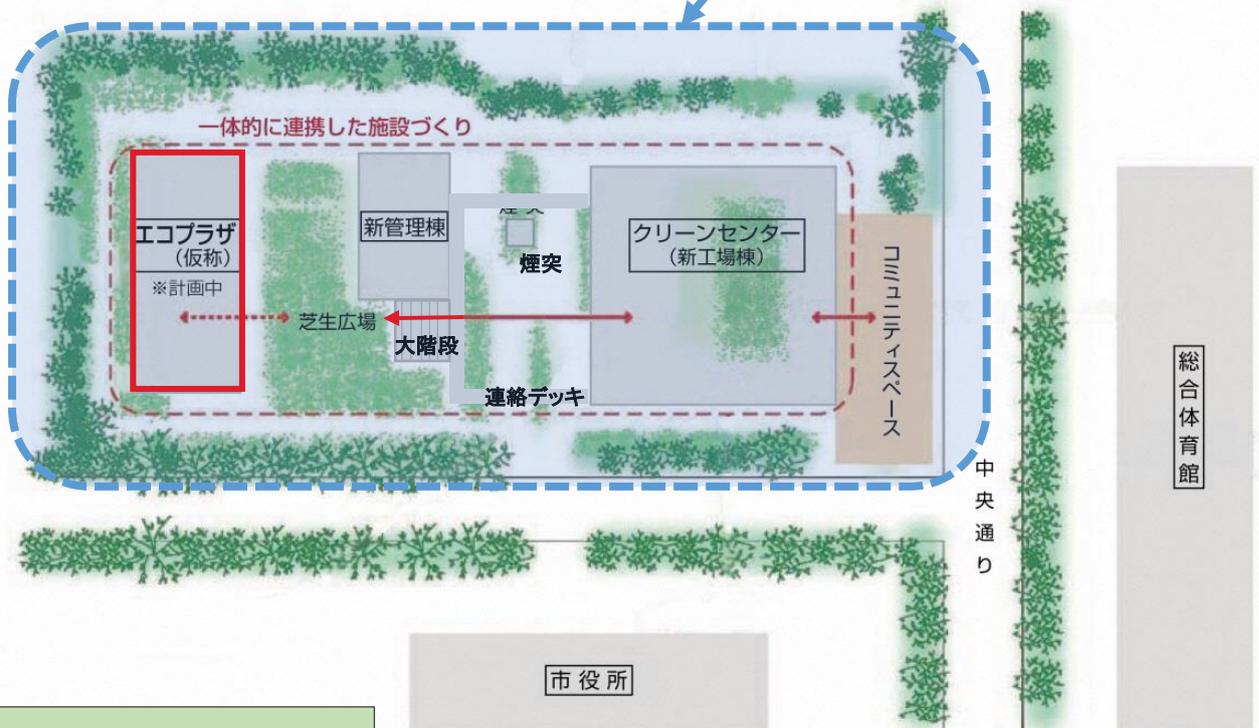
武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議（以下「市民会議」という。）は、平成 29 年 2 月から 16 回にわたって、武蔵野市エコプラザ（仮称）（以下「エコプラザ（仮称）」という。）のあり方について議論を重ねてきた。市民会議では、新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会における 4 期にわたる議論の成果である、「エコプラザ（仮称）事業のあり方中間まとめ」を基礎として、全市的な視点で議論を行ってきた。この「検討のまとめ」は、市民会議の議論の結果を取りまとめた

委員長コメント

1. ごみ処理施設にあるエコプラザ（仮称）

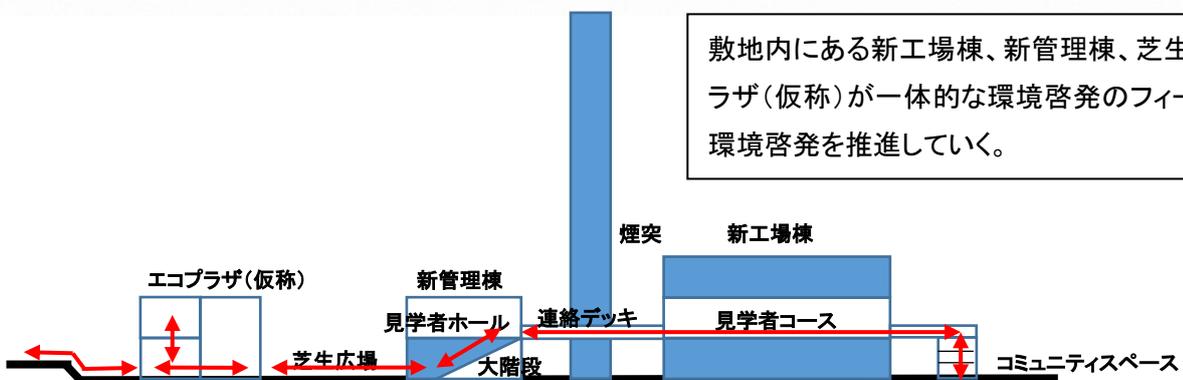
「武蔵野クリーンセンター」は昭和 59（1984）年旧工場棟稼働以来、本市のごみ処理を担ってきた。平成 29（2017）年 4 月に更なる技術進化による高度なごみ処理と廃熱エネルギー利用を実現した新工場棟が本稼働した。クリーンセンター敷地は「ごみ処理施設」として都市計画決定されており、このことは近隣住民の方々の理解を得て、市民生活に欠かせないごみ処理が担保されていることを意味する。そのため、新工場棟は安全・安心なごみ処理が責務であり、さらにごみ処理に対する市民への理解を深めるため、見学者コースでごみ処理が見て学べる。そしてエコプラザ（仮称）（旧事務所棟と旧プラットホームを減築保全、リユース）は「ごみ処理施設」に存在を残し、市民一人一人がごみや環境のトピックを通じて、日常生活と環境問題との多様な接点やつながり・関係性などをより深く考え、学び、行動することにより、SDG s の達成に貢献する未来に向けた環境啓発施設である（平成 32 年度中開設予定）。

敷地全体が「ごみ処理施設」として都市計画決定



武蔵野クリーンセンター配置図

敷地内にある新工場棟、新管理棟、芝生広場とエコプラザ（仮称）が一体的な環境啓発のフィールドであり、環境啓発を推進していく。

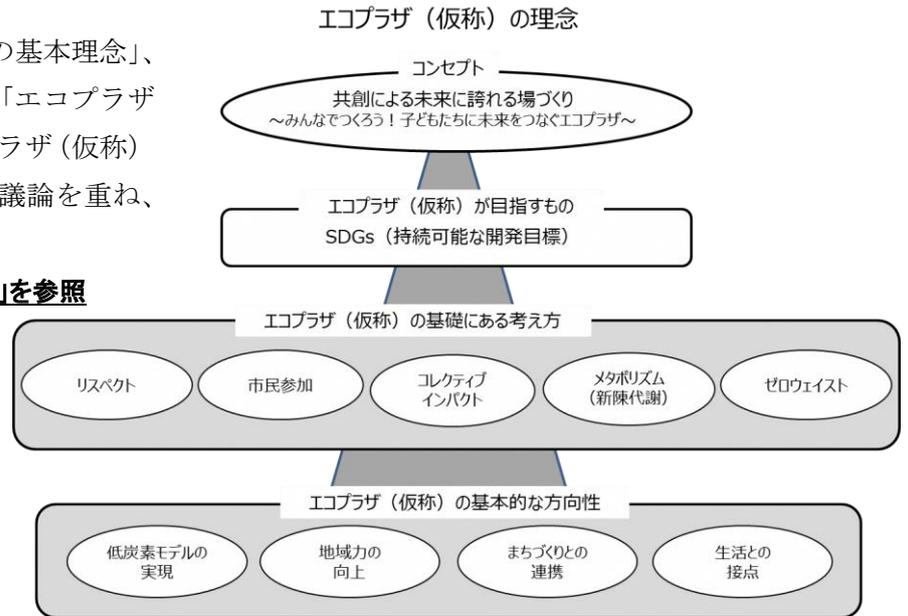


武蔵野クリーンセンター断面構成図

2. エコプラザ（仮称）の理念

市民会議では「エコプラザ（仮称）の基本理念」、「エコプラザ（仮称）の目指すもの」、「エコプラザ（仮称）の基礎にある考え方」、「エコプラザ（仮称）の基本的な方向性」について、**真剣な**議論を重ね、以下のとおり体系化した。

*** 詳細、用語の定義は「議論のあゆみ編」を参照**



【エコプラザ（仮称）の基本理念】

コンセプト

共創による未来に誇れる場づくり

～みんなで作ろう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ～

<4つのキーワード>

「共」…すべての人、団体、事業者、行政が、共に参加する。

「創」…既にあるものにとらわれず、柔軟に新しい価値を創り出す。

「子ども・未来」…持続可能な環境を子どもたちの**未来**に引継いでいくため、大人が責任をもつ。

「場」…人、知恵、情報が集い、交流することができる**場**をつくる。

【エコプラザ（仮称）が目指すもの】

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする、17の国際目標である。

エコプラザ（仮称）では、これらSDGsの**達成に貢献する**事業を実施する。例えば再生エネルギーの普及、省エネルギー化、地球温暖化対策、循環型社会の構築、生物多様性の保全等の分野の活動を通して、環境にやさしい魅力的な地域づくりを目指す。

【エコプラザ（仮称）の基礎にある考え方】

(1)（リスペクト）→**クリーンセンターの歴史の継承**

エコプラザ（仮称）では、**旧クリーンセンター建設から新クリーンセンターの更新に至る経緯を詳らかに紹介し**、これまでの武蔵野市における様々な環境に対する取り組みの歴史、議論とその成果、それに関わった人々の思い、さらに現在・将来の取り組みを共有していく**場とする。**

(2) 市民参加

エコプラザ（仮称）では、創造的な成果が生まれるよう、市民（狭義の市民のみならず、在勤・在学する個人、NPO等の団体、民間事業者を含む）の参加によって事業を展開する。

(3) コレクティブインパクト

エコプラザ（仮称）では、コレクティブインパクトの考え方を基に様々な主体の力を集め、「エコプラザ（仮称）の目指すもの」の実現を図る。

(4) メタボリズム（進化しながら磨く）

エコプラザ（仮称）の活動では、メタボリズムの考え方を踏まえて、今を完成形とは考えず、時代の変化やニーズ、価値観の変化に合わせて人も施設も学び合い、常に育ち続けていく。

(5) ゼロウェイスト

エコプラザ（仮称）の原点は、武蔵野市のごみ問題にある。この歴史を忘れず、武蔵野クリーンセンターと連携して、焼却や埋め立てなどによる資源の無駄遣いを抑えるとともに、そもそもごみを出さない社会の仕組みへの転換を目指して、地域、まちを変えていく。

【エコプラザ（仮称）の基本的な方向性】

(1) 低炭素モデルの実現

平成27年にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」における、世界共通の長期目標「産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」こと、また国が地球温暖化対策計画に掲げる「温室効果ガス排出量を2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にする」ことを目指し、武蔵野市が低炭素モデル地域となるよう、環境にやさしい行動を働きかけていく。

(2) 地域力の向上

エコプラザ（仮称）の活動を出発点として、近隣、団地、学校、コミュニティ、商店街など様々な単位で、みんなが環境のことを考え、行動する地域づくりを広めていく。そして、地域の取り組みをつなぎ、広げて、地域の力をさらにまち全体に広めていく。

(3) まちづくりとの連携

エコプラザ（仮称）の施設は、緑や景観に配慮し、周辺環境と調和した施設とする。同時にバリアフリー化などを進めることにより、周辺地域と一体となって、より良いまちづくりを目指していく。

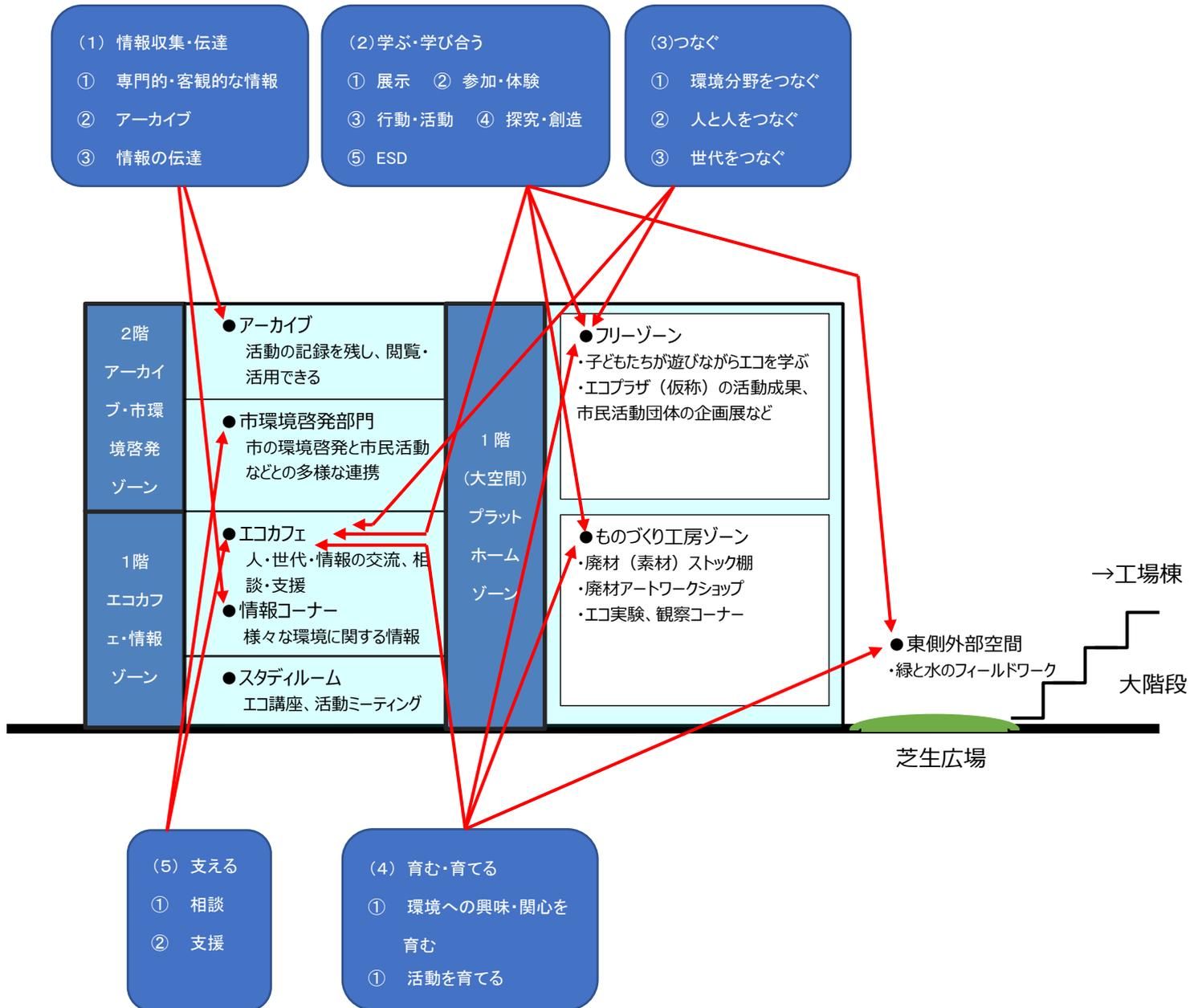
(4) 生活・地域とのつながり

一人一人が地球温暖化をはじめとする様々な環境問題の存在と本質を知る必要がある。そのためにはまず、日々の暮らし、地域での暮らしと環境の接点・つながりなどを知ることから始めて、それが共感や行動へとつながるよう促していく。

3. エコプラザ（仮称）の機能と各階の配置構成

エコプラザ（仮称）の理念を実行するため、機能として「情報収集・伝達」、「学ぶ・学び合う」、「つなぐ」「育てる・育む」、「支える」があり、これらの機能と各階の配置構成を示す。

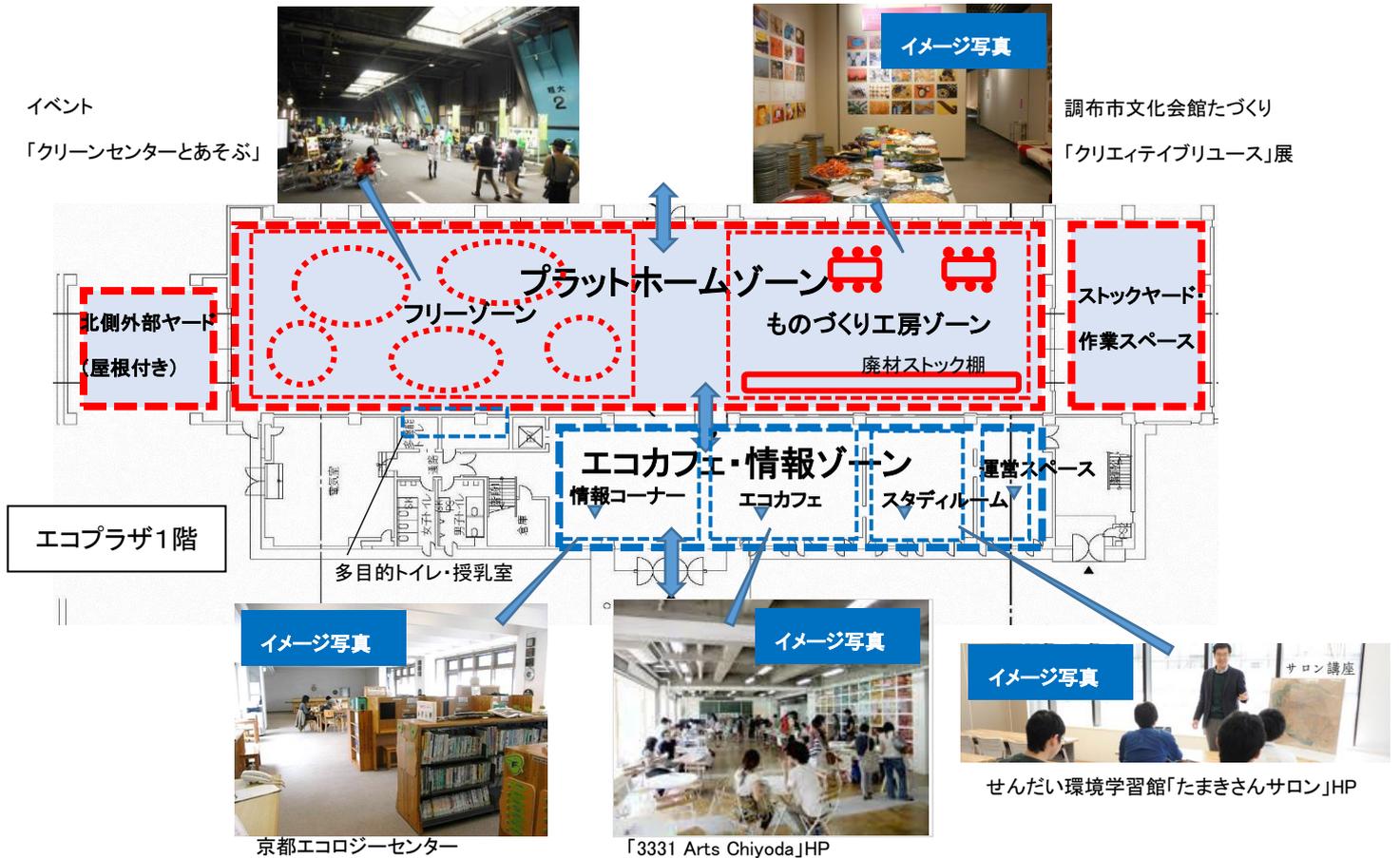
*** 詳細の空間利用(例)は「議論のあゆみ編」を参照**



4. エコプラザ（仮称）の機能と空間利用

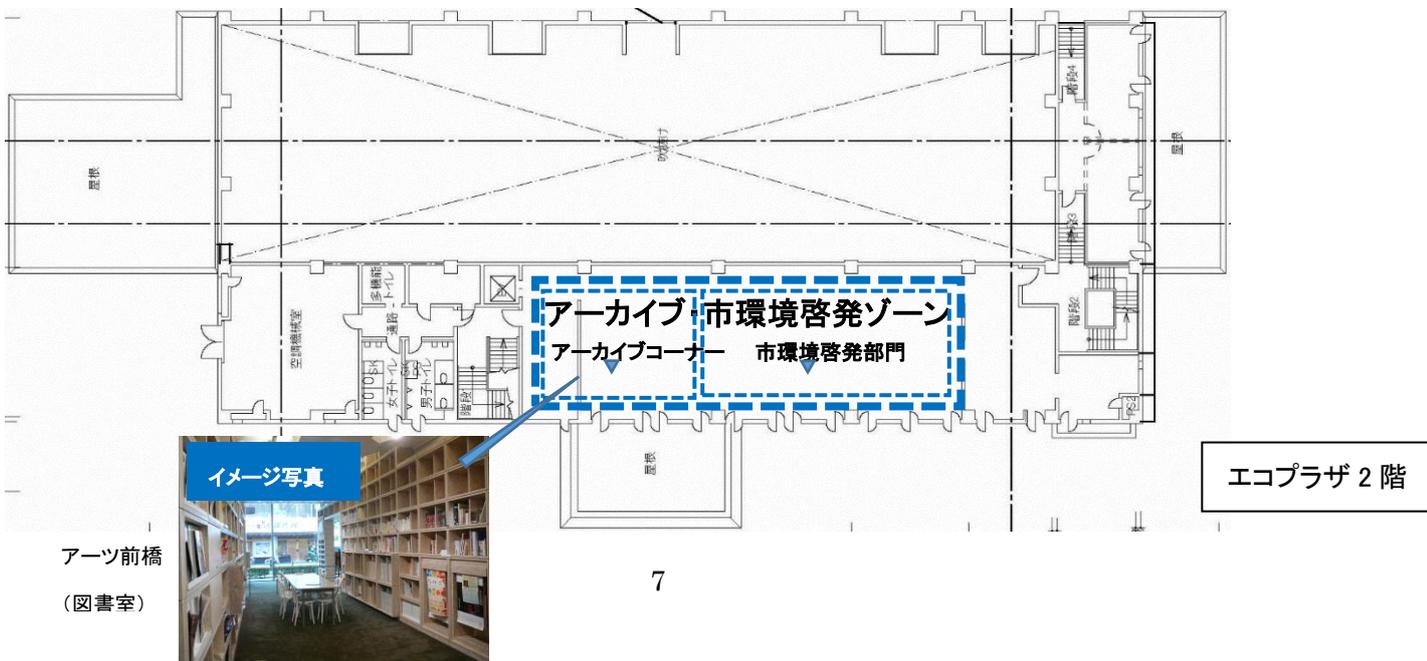
(1) エコプラザ（仮称）1階の機能と空間利用

- ・プラットホームゾーンは機能面では通常、ものづくり工房ゾーンとフリーゾーンに使い分け、イベント等の開催においては全体を使用できるフレキシブルな利用を想定する。
- ・エコカフェ・情報ゾーン（旧事務所棟1階）は、エコカフェと情報コーナーが一体的な一つの空間にあり、その裏にスタディールーム、運営スペースがある。多目的トイレ、授乳室を完備する。



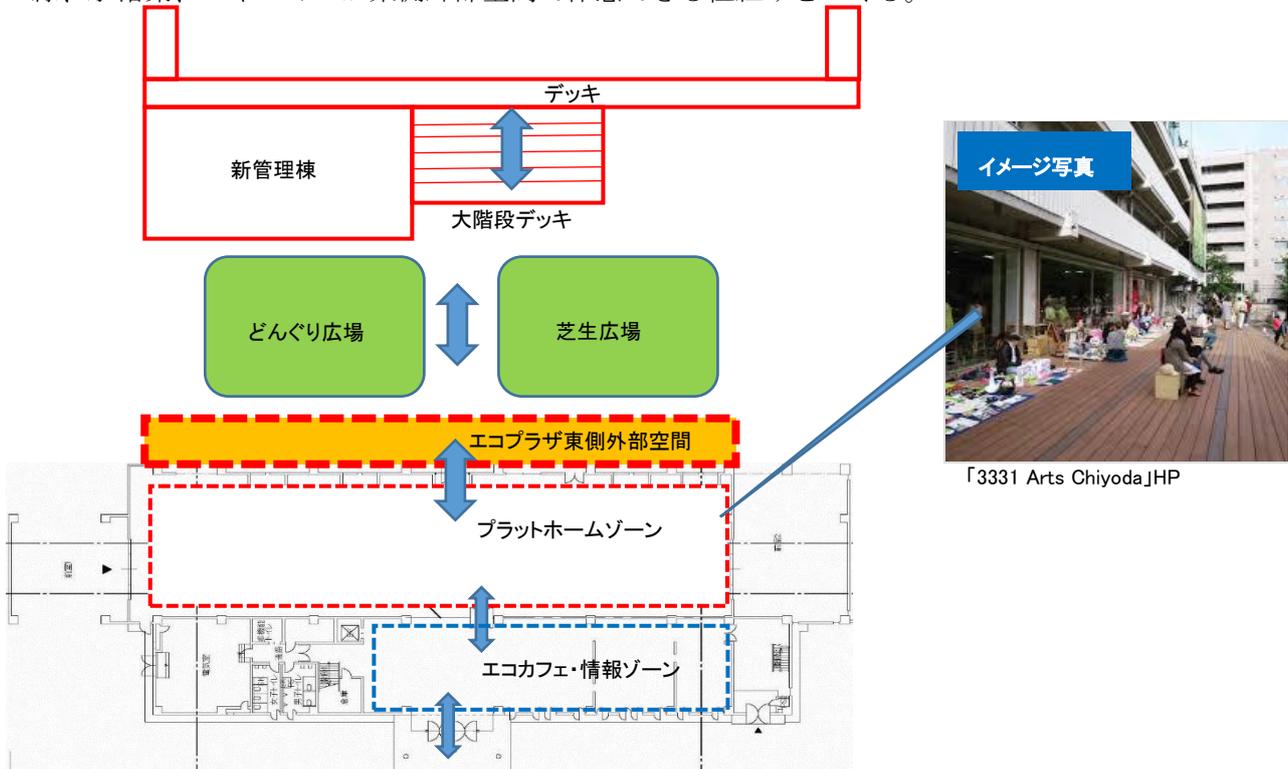
(2) エコプラザ（仮称）2階の機能と空間利用

- ・アーカイブ・市環境啓発ゾーン（旧事務所棟2階）はアーカイブコーナーと市環境啓発部門で構成する。



(3) プラットホームゾーンと東側外部空間との関係性

- ・プラットフォームゾーン東側外部は芝生広場、クリーンセンター大階段デッキと連続しており、東側外部空間もエコプラザのフィールドとなる。またプラットフォームゾーンと東側外部空間とも連続している。
- ・東側外部空間では外部デッキを整備し、緑を感じる憩いの場となる。
- ・緑、水循環、エネルギーが東側外部空間で体感できる仕組みをつくる。



5. エコプラザ（仮称）運営のポイント

(1) 運営に携わる者の資質

エコプラザ（仮称）の運営に携わる者には、施設の目的に合った資質が求められる。中でもとくに次の資質は重要である。

① お互いに顔が見える関係の構築

エコプラザ（仮称）においては、利用者と運営者の信頼関係が不可欠である。利用者との信頼関係を築くためには、普段から個性の見える一人の人間として利用者に接し、お互いが顔なじみになるような関係を築くことができる資質が必要である。

② しっかりと耳を傾けて聴く姿勢

エコプラザ（仮称）の重要な機能として、利用者からの環境問題や環境活動に関する質問、意見、相談に対応することがある。このときに、しっかりと利用者に寄り添い、真摯に耳を傾ける姿勢をもって対応できる資質が必要である。

③ エコプラザ（仮称）の「顔」

上記2項目の資質を表す象徴として、施設の「顔」となる存在があることが望ましい。突然にそのような人材が現れるわけではないので、運営者一人一人が施設の「顔」となる意識をもつとともに、運営を続けていく中でそのような人材を発掘、育成していくことも必要である。

(2) 評価、検証のあり方

事業の評価・検証のあり方については、類似の環境学習施設などでも、大きな課題とされている。計画・評価・見直しをマネジメントとして継続していく必要がある中、一般的に言われる来館者数は、評価の一つの基準となることはあっても、総合的評価として、必ずしも評価基準となるものではない。そこで以下の評価、検証が必要である。

① 事業の評価

エコプラザ（仮称）では、市民生活への波及効果を踏まえ、定量的に施設を評価するソーシャルインパクトの手法を使い、エコプラザ独自の目標・指標を掲げることができる。

また、学習過程で生徒が作成した様々なものを保管するポートフォリオを使った評価も考えられる。個人の変容を質的、総合的に評価するポートフォリオは、個人が変容し、行動につながったことまで評価することができる。

② 事業の検証

エコプラザ（仮称）には、運営について協議する運営協議会（仮称）を設置し、事業や施設の総合的な評価を行い、年度ごとに報告する。検証結果は翌年度以降の事業計画に生かし、PDCAを行っていく。

6. 今後の進め方

本市民会議では、エコプラザ（仮称）のあり方について、多岐にわたる議論を重ね、その結果を本書にまとめた。本書を踏まえて市が策定する「市の基本的な考え方」に対し、多くの意見をいただくことで、より良い施設となるよう期待したい。

今後は、平成30年度内に、施設の設計方針や管理運営方針などが順次策定されていくが、本市民会議では、これらについても引き続き意見を述べていく。

市民会議検討スケジュール

回	月日	議題
第1回	2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのエコプラザ検討の変遷 ・第四期新クリーンセンター施設・周辺整備協議会中間まとめについて ・意見交換(自信の活動やエコプラザについて)
第2回	4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する講義(環境デザインの視点・環境教育からESDへ) ・講義を踏まえた意見交換
第3回	5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・活用施設の見学会(旧クリーンセンター事務所棟・プラットホーム) ・意見交換(多様な環境活動・啓発について) ・28年度実施「無作為抽出ワークショップ」「周知イベント」実施報告
第4回	7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論の振り返り ・環境学習・啓発施設の類型について ・運営のあり方について
第5回	8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市視察
第6回	9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・視察報告 ・運営のあり方について
第7回	10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営のあり方について
第8回	11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・エコプラザのコンセプトについて
第9回	12月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・エコプラザのコンセプトについて ～武蔵野市らしさとエコプラザ(仮称)で大切にしたいこと～
第10回	2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・エコプラザ(仮称)の機能について ～委員の活動報告を事例に～
第11回	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの議論の振り返り ・機能、空間活用について
第12回	5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・機能、空間活用について
第13回	6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・機能、空間活用についてのまとめ ・運営、評価・検証方法について
第14回	7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、評価・検証方法について
第15回	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、評価・検証方法についてのまとめ ・検討のまとめに向けた振り返り、要点整理
第16回	8月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討のまとめ案について

武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議設置要綱

（設置）

第1条 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）第2条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画及び武蔵野市環境基本条例（平成11年3月武蔵野市条例第9号）第5条第1項の規定により策定する武蔵野市環境基本計画に基づき設置する環境啓発の拠点となる施設（以下「武蔵野市エコプラザ（仮称）」という。）の具体的な在り方について検討を行うため、武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市エコプラザ（仮称）の在り方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（構成）

第3条 市民会議は、次に掲げる委員15人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民団体等に属する者
- (5) 公募による者
- (6) 行政関係者

（委員長及び副委員長）

第4条 市民会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成31年3月31日までとする。

（会議）

第6条 市民会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 市民会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 市民会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

（庶務）

第8条 市民会議の庶務は、環境部環境政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議委員名簿

（敬称略）

	氏名	所属・役職等		備考
学識	こざわ きみこ 小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授、第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 会長		建築・まちづくり学、環境教育学
	すずき まさかず 鈴木 雅和	筑波大学芸術系名誉教授、第10期環境市民会議副委員長		環境農学、環境デザイン学
教育	おおさわ たけひろ 大沢 武弘	武蔵野市立小中学校長会		本宿小学校校長
事業者	ながしま つよし 長島 剛	多摩信用金庫 価値創造事業部長		平成30年2月20日まで
	さくま ゆういち 佐久間 雄一	多摩信用金庫 価値創造事業本部 地域連携支援部まちづくりグループ 主任調査役		平成30年2月21日から
	しんだて としや 新立 利也	(株)イトーヨーカ堂 営業本部総括マネジャー		包括連携協定
市民団体等	たなか みのる 田中 稔	特定非営利活動法人 太陽光発電所ネットワーク		環境政策課
	しが かずお 志賀 和男	クリーンむさしのを推進する会 会長		ごみ総合対策課
	むらい ひきお 村井 寿夫	第四期新武蔵野クリーンセンター （仮称）施設・周辺整備協議会	吉祥寺北町五丁目町会	クリーンセンター
	しおざわ せいいちろう 塩澤 誠一郎		緑町三丁目町会	
	きむら あや 木村 文		緑町二丁目三番地域住民協議会	
	おざわ さとみ 小澤 里美	水の学校 サポーター		下水道課
	すずき けいこ 鈴木 圭子	一般社団法人 グリーンボード		緑のまち推進課
公募	かみよしかわ こうど 上吉川 航人	桜堤在住		
	おおたに さちこ 大谷 紗知子	吉祥寺北町在住		
行政	こおり まもる 郡 護	武蔵野市 環境部長		平成30年3月31日まで
	きむら ひろし 木村 浩	武蔵野市 環境部長		平成30年4月1日から